平成３０年度第２回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会議事録

平成３０年１０月１０日　午後６時３０分開会
米子市役所４階　４０１会議室

出席委員　１２名
加川充浩委員（委員長）、吉岡伸一委員（副委員長）、手島仁美委員、福景順一委員、中曽登志子委員、安木達哉委員、足立京子委員、廣江仁委員、中村富士子委員、井上徹委員、池田千鶴枝委員、山中裕二委員

欠席委員　３名
藤澤幸恵委員、三輪龍介委員、吉野立委員

事務局　２４名
斉下福祉保健部長
【福祉政策課】
　大橋福祉保健部次長、中本課長補佐、山崎主幹、田村主幹、井原主任、安藤主事
【米子市社会福祉協議会】
　王島事務局長、森本地域福祉推進室長、谷口地域福祉推進室副主任
【関係課職員】
　長寿社会課、障がい者支援課、子育て支援課、こども相談課、福祉課、健康対策課、防災安全課、都市創造課、地域振興課、総合政策課、生涯学習課、学校教育課
【公民館長】
　車尾公民館長、福米東公民館長

傍聴者　４名

議題
１　委員からの提案について
２　計画に盛り込む項目について
３　我が事・丸ごとの体制整備について
（報告事項）
　地域活動者へのアンケート調査について

開会（午後６時３０分）
（中本課長補佐）
　ただ今から、平成３０年度第２回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうござ

います。私はこの計画の担当係長であります福祉政策課課長補佐の中本と申します。この策定委員会ですが、今回で２回目ということで、本格的に計画の内容についての検討に入っていきます。この後、担当から説明させますが、今回は、計画に盛り込んだら良いと思われる内容や、我が事・丸ごとの体制の在り方について、委員の皆様のお考えを自由にお聞かせいただけたらありがたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員及び事務局紹介

（中本課長補佐）

始めに、中曽委員は前回御欠席で、今回初めての御出席となりますので、一言自己紹介をお願いします。

（中曽委員）

ただ今紹介いただきました、米子市の民生委員・児童委員協議会の会長をしております中曽でございます。前回はちょうど別の会議と重なってしまい、欠席させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

（中本課長補佐）

ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

（以後、事務局紹介）

会議成立の報告

（中本課長補佐）

全委員１５人中１２人出席につき、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第５条第３項に基づき、会議が成立したことを報告します。

それでは、以降の議事の進行につきましては、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき、加川委員長にお願いしたいと思います。

会議の公開について

（加川委員長）

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、本会議の内容から、非公開情報に該当するものがないことから、会議は公開とし、全文議事録を作成のうえ、市ホームページで公表したいと思いますがよろしいでしょうか。

（反対意見なし）

議題１　委員からの提案について

（加川委員長）

井上委員と中村委員から提案がありますので、５分以内で説明をお願いします。また、本日は議題がたくさんありますので、できましたら発言は、お一人３分程度でお願いしたいと思います。発言の回数は制限しませんので、よろしくお願いします。では、井上委員からお願いします。

（井上委員）
今、委員長から時間の話がありましたが、提案をしても、それを議論する時間がほとんどないので、前に進まないと思っています。資料に書いていますが、昨年の１２月に私が地域福祉計画の骨子について、今は理念と言っていますが、これを提案しましたが、提案しただけで全く議論されていないのが現状です。ただ、皆さんが集まったこの委員会の場で、細かい議論までは現実的にできないと思いますので、委員の廣江さんや山中さんに協力してもらい、理念や骨子に当たる部分を、小委員会のようなものを作って、最低でも月に１回くらい集まって、内容を詰めて、この委員会に提案してはどうかというのが提案の趣旨です。
国が言っている地域共生社会というのは、一つは財源の問題、少子高齢化に伴い社会保障費が足りなくなるので、限られた財源の中でどう効果を上げるかというところから出てきたものです。ですから、どうしてほしいかだけではなく、限られた財源の中でどのように持続可能なものを作るかという観点で議論しなければなりませんが、年に数回の委員会では議論しきれませんので、小委員会のようなものを作って、もう少し突っ込んだ議論をしたらどうかと思います。以上です。
（加川委員長）
ありがとうございました。中村委員さん、いかがでしょうか。
（中村委員）
資料を読んでいただければわかると思いますが、簡単なことしか書いていません。位置付けとして、「福祉のインフラ」づくりということで、誰もが安心して暮らせるための計画であってほしいという思いをまとめました。
あと、この計画の名前を早めに決めた方が良いと思います。名前というのはとても大切で、そこに向かって歩んでいくものですから、米子市と社会福祉協議会が一つになって、そしてみんながそれに向かって歩んでいけるような名前を決めていただけたらと思います。
（加川委員長）
ありがとうございます。井上委員さんからは、小委員会を設けたらどうかと提案をいただきました。それと、計画案の骨子をもう少し検討したいということですか。
（井上委員）
そうです。提案したけれど、全体の委員会では議論をする時間が全くないわけです。提案倒れになってしまうので、みんなが集まって議論するのは難しいですから、小委員会のようなものを作って、そこで集中的に議論をしたらどうかというのが私の考えです。
（加川委員長）
わかりました。中村委員さんの意見としては、計画の名称を決めたいということでしたが、名称は基本的には「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」となります。それに副題をどう付けるかということであれば、皆さんに少し考えていただいて、名称をつけるいうことになると思います。
ただいまのお二人の御提案について、委員の皆さんから御意見ありますでしょうか。

（山中委員）
私は小委員会の設置については、いろいろと考えておりまして、この計画はみんなが実際に使える計画にしなければならないという中で、このまま議論のないまま進めていくと、結局は、現在の計画のような、実行するには難しいものになってしまうと思います。実際にこの地域で使っていくものとして作り上げていくためには、小委員会を設置しながら決めていくことが必要ではないかという思いがあり、私も名前を入れさせてもらっています。
中村さんの資料も読ませていただきまして、最初に書いてある、安心して子どもが育つとか安心して子育てができるという部分に関してですが、もちろんこのようなことを考えていかなくてはならないわけですが、何をもってこれが分かるのか、数値化が必要で、安心して子どもが育つことができるとは、何をもってそれを計るのか、例えば、待機児童がいないとか、基準値を示していかなければ漠然としたものになりかねないので、そのようなことを考えていかなければならないと思いました。
あと、セーフティネットのところで、「そこに至らないための予防的な施策はとても重要だと思います」とありますが、これは非常に重要だと思います。予防的な施策をどのように計画に盛り込んでいくかというところは、井上さんが提案しておられるところと似たところもありますが、しっかりと考えていかなければいけないと思います。
（加川委員長）
数値で出せるものはしっかり数値で出す。ただし、出せないものもあるので、出せないものは数値でなくても構わない。そのようなものが地域福祉計画には多いのではないかと思います。
小委員会ですけれど、メンバーはどのようになりますか。
（井上委員）
小委員会が認められれば、人選は市の福祉政策課にお任せするのがいいのかなと思います。立候補というのは難しいので。私個人としては有志でも悪くないと思いますが、この策定委員会自体の人選を市がされたので、この中からもう少し具体的な案を詰められそうなメンバーを集めていただいて、できたら月２回くらいは集まって具体的な案を検討していきたいです。限られた財源の中でできることを考えなければならないのですが、これが一番難しいと思います。
（加川委員長）
骨子と理念に関わることという提案ですが、それを小委員会で検討するということになると、この策定委員会の意義がよくわからなくなると考えられますが。
（井上委員）
要するに、原案を提案するということです。小委員会の中にオブザーバーとして市の福祉政策課の方も入っていただきたいと思います。そのような形でやらないと、いつまでたっても叩き台になるような案が出てこないので、そういう形がいいと思います。
（加川委員長）

叩き台については、随時事務局から出します。それについて、揉んでいくというのが、この委員会の役割です。
（井上委員）
叩き台を事務局が出すのですか。
（加川委員長）
行政計画ですので、市が出すことになります。
（井上委員）
この計画については、私は違うように思います。市が出す前に、市民からの案が出てくるというように理解していました。介護保険計画のように、市が原案を出されて、それを承認するというのとは、この委員会は違うと思うのですが、どうでしょうか。原案を市が出されるのでしょうか。
（加川委員長）
市が出して、市民と検討する、若しくはアンケート等で市民が参加したものを事務局が構成して策定委員会に出すという手続きです。
（井上委員）
委員からの提案もあると理解していましたが。
（加川委員長）
もちろん、それもあります。それを策定委員会で出していただいて、計画の一部として取り込むということになります。
（井上委員）
提案したのですが、議論をする時間がないのです。議題がたくさんあって、市が説明をされるから、私が昨年提案したものが全然議論されないのです。3分以内とか5分以内とか、全部そうなって、いいとか悪いとか、詰めようがないので、具体的な提案をしたものを詰める場がほしいということです。この委員会を月に2回開催したら詰められますが、さすがにそれは無理なので、その代わりに、何人かで集まって、市の方も入って、原案になるものを詰めた上で、提案したいです。昨年の１２月にせっかく提案したのに、委員会の中で時間がなくて、議論ができなければ提案した意味がないので。委員長さんが言われるようにするためには、委員会の回数を増やさなければならないと思いますが、それは無理だと思ったので、小委員会の開催を提案しました。
（加川委員長）
小委員会がこの行政計画を議論するということの代表性とか正当性があるのかどうかということが大きな問題です。
（井上委員）
それであれば、この委員会の回数を増やさなければならないと思います。例えば、月に2回とか集中的にやらないといけない。私はそれでもいいです。ただ、このような委員会を月に2回行うというのは、絶対無理だと思ったので、その代案として小委員会を提案したのです。
（加川委員長）

事務局としても、案をまとめて、月２回出すというのはちょっと難しいと思います。私も２０年近くあちこちで計画を作っていますが、ここのペースが特に遅くて回数が少ないということはないと言っていいと思います。ただ、議論する場がないとか、納得できるような積み重ねがないという意見は、井上委員さんの言われるとおりだと思います。

（安木委員）

事務局に聞いてもいいですか。井上さんから提案の、骨子とか理念について、小委員会等で検討するというのは、この策定委員会の前段として固めて、決定的なものとしてではなく、この策定委員会に出していただいて、それからこの委員の中で、いろいろなものを付け加えていって完成させるというやり方だと思いますが、やり方もいろいろあると思います。事務局の方で、どのようなイメージで策定委員会を進めていこうとされているのか、もう一回聞かせてください。

（中本課長補佐）

安木委員からの質問と、先ほどからの井上委員さんの提案の件について、併せて答えさせていただきます。事務局としましては、骨子とか理念というのは、計画の心臓部分であり、また、いろいろな思いでこの策定委員会のメンバーを確定しておりますので、この策定委員会の中で議論していただきたいと思っています。小委員会のメンバーを事務局で人選するということについても、バランスも考えて各分野の方に策定委員会の委員をお願いしておりますので、特定の人を選ぶというのは、考えておりません。議論の回数が少ないということについては、今回、計画の項目案ということで、いろいろな内容を入れる箱のようなものを作ったつもりですので、井上委員さんの提案の内容も、この箱の中で一つ一つ議論していただければと考えております。別立てで、小委員会ということになると、それは分科会となります。分科会を作ることは可能ですが、例えば、全ての分野にまたがるこの計画の中で、子どもの部分に特化して集中審議するようなときには、子どもの部分の専門家の方をリーダーにして分科会を設けるというのはあると思います。井上委員の提案を全く議論しないということではなく、議論する場を今日これから作っていくということになります。そのような考えでこの委員会を進めさせていただいております。

（加川委員長）

作り方としては、先ほど安木委員さんが言われたようなやり方でこれから進めるのが基本になると思います。もちろん、井上委員さんが出された提案についても、どのように計画に入れていくかということも検討していくということになります。

（中村委員）

委員が出した意見を取り入れて、事務局で骨子としてまとめられるということですよね。その場合に、例えば井上委員が出された提案のどの部分をどのように反映したのかとか、事務局としての感想や意見がもらえるとより良いと思いました。例えば、今回私が出したものについても、それに対してどのように捉えられたのか、リアクションがあるとありがたいと思います。

（中本課長補佐）

今の件についてですが、事務局としては、委員からの提案があれば、議論しやすい資料ですとか、委員会の組立ては考えるのですが、事務局の意見を先に出して、こう思いますということは、極力避けたいと考えています。山中委員さんが言われたように、計画を具現化していくために、議論するための情報は出しますが、今日の中村委員さんの提案については、むしろ委員さんの方が先に、これは計画案のどこに入れようかといった意見を出していただき、皆さんの意見による仕分けをしていただきたいと思います。それに対して事務局が良い悪いということを言うのは、なるべく避けたいと思っております。

（加川委員長）

前回も話がありましたが、一体どういう計画なのか、雲をつかむようでよくわからないということでした。そういうこともあって、こういう柱立てとか項目でどうかというところが事務局から示されていて、今日これからの議題となります。こちらの議題に進んで、皆さんにまず見ていただくことにしたいと思います。

議題２　計画に盛り込む項目について

（加川委員長）

議題２について、事務局より説明をお願いします。

（山崎主幹）

それでは、資料１をご覧ください。前回の策定委員会の後、何人かの策定委員さんからお話を聞かせていただきました。計画の作り方については先ほど中本から説明したとおりで、委員の皆さんの意見を積み上げていく方式を考えていたのですが、そうは言っても、計画のイメージが湧いたり、話の取っ掛かりになるようなものがあったりした方が、議論がしやすいという意見を多数いただきました。そこで、国もガイドラインを示しておりますように、このような項目が考えられるのではないかという一つの案として出させていただいたのが、この資料１の項目案です。１枚目の図を説明しますと、計画の項目の周りを円で囲って、３本の柱が立っています。これが今回の社会福祉法の１０６条の３で市町村の努力義務とされた、いわゆる「我が事・丸ごと」の体制整備を表しており、今回の社会福祉法改正の大きなところです。我が事・丸ごとの体制が土台となって、その中に計画の項目が入っているというイメージです。資料の２ページ目以降ではそれぞれの項目についての説明を書いていますが、これは国のガイドラインそのままです。説明の欄が空白のものは、国のガイドラインにない項目で、事務局側で必要ではないかと考えて、項目だけ挙げているものです。

これらの項目には当然過不足があります。国が言っているものが、全て米子市に必要なこととは限りません。地域で活動しておられる委員さんもおられますし、事業を行っておられる委員さんもおられますので、皆さんの御経験、御知見によって、こういったものがあった方がよいのではないかとか、ここにこういったことを盛り込んだ方がよいのではないかなどの御意見をお聞かせいただければ、それを参考にさせていただいて、今後磨き上げていけると思います。

項目案は、わかりやすく大きく３つに分類しておりまして、皆さんに計画のイメージをつかんでいただけたらと思って、作ったものです。

説明は以上です。

（加川委員長）

計画の中身、大枠が資料１のようになるというようなお話です。おそらく、ここから皆さんに、この点は米子市にとって必要なので是非入れてほしいとか、これは議論のポイントですとか、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

（井上委員）

一番危惧しているのは、少子高齢化の問題でして、社会保障費の財源がだんだん減ってきている中で、サービスを使う人が増えていくという構図があるわけですが、これをどうするのかというところで、大きい方針がないと、項目だけではピンとこない気がします。今、介護保険のデイサービスの事業は供給過剰です。それから、障がい者の就労Ｂも供給過剰です。一方で、高齢者も障がい者も重度のサービスがとても少ないので、例えば、松江市では、介護保険のデイサービスを社会福祉協議会がＡ型、Ｂ型と分けて、軽症の人と中度、重度の人を仕分けしていく実験的な取組を行っています。やはり、そういうことを考えていかなければならないと思います。要するに、供給過剰な軽度のところは減らして、重度に回すというような大方針のようなものがないと、項目だけ挙げても、お金が伴わないので実現できないのではないかと思います。

私は以前、介護保険計画の策定委員をしておりました。策定委員会で決めるのはいいのですが、決めた後に国の方針が変わりまして、デイサービスが成り立たなくなって、仕方なくデイサービスを閉めたところがあります。だから、いくら介護保険計画の策定委員会で決まったことでも、どんどん変化していくので、財源が減っていく中で、持続していけるような、基本的な仕組みをどうするのかというところが出てこないと、項目だけ挙げても本当にできるのかと感じてしまいます。財源と見合うような持続可能な仕組みということが、どこに出ているのかピンとこない感じがします。

そして、そういう中で出てきたのが地域共生社会ということで、住民側である程度やらないと、全部行政ではできないと国は言っているわけですから、その辺りを米子市がどう対処するのかというところが、見えるようで見えない感じがします。

（加川委員長）

介護保険制度とか介護保険計画との関係をどう付けるのかというところだと思います。そのほかいかがでしょうか。

（吉岡副委員長）

この資料１を見て、井上委員さんが出された理念と合致しているところもあって、５分の４くらいは一致している項目が挙がっているように思います。ただ、先ほど井上委員さんがおっしゃったように、市町村によっては就労Ｂとかもかなり制限されて、ハードルが高くなっているところも結構あります。１０年後のビジョンをどうするのか、この項目に優先順位を付けるとか、どれを残し、維持していくのかというようなことがあると、１０年後にもつながります。あるいは、その場合、不足

する部分を行政だけに任せるのか、住民が行うのか、そこをどう補っていくのかということを織り込む必要があると思います。
（加川委員長）
ありがとうございます。いろいろな分野にまたがるような話でもあると思います。
（池田委員）
資料１を読ませていただいて、とても分かりやすくて、地域で小さな活動しかしていない私ですが、とても入りやすいと感じました。中村委員さんが細かく、丁寧に書かれたものも読ませていただきましたが、一人ひとりの幸せを願いながら活動をしている一人としまして、子育てというものを見たときに、今本当に人材がいなくて、それにお金の問題が出てくると、本当に何にもできないです。私は退職してから、子どもからいろいろなことを教えてもらったという感謝の気持ちで、地域で自分にできることを考えて、この地域福祉計画を学ばせてもらい、公民館を使った活動をさせてもらっています。
私が 60 歳を過ぎて今の活動を始めたときと後期高齢者になった今とでは、考え方とか、いろいろなものが違ってきていますが、今の子どもやお母さん方と触れ合って、地域の中で活動ができることに幸せを感じ、ありがたいと思っています。地域には、退職した人ですごく力のある人がたくさんいると思うので、例えば公民館などで子育てと高齢者支援を一緒にすることもできますし、豊かにつながっていけば、ボランティア活動になっていくと思います。そんな意識が無い人も、やってみようかなと思われる人も出てくると思います。資料１は私にはとても入りやすく、これを見て、もっと私が頑張って、役立てると思うと、ワクワクしてきました。
それと、以前子育て応援日に来ていた子どもが、去年引っ越されたのですが、その子のお母さんが何か悩みがある様子だと感じたので、引っ越される前に私の住所と携帯電話の番号を書いて渡しておきました。そうすると今日電話がかかってきて、４０分くらい悩みを聞きました。たった一人の人かも知れませんが、人と人とのつながりはとても大事だと感じました。お金があっても、人がいなければ何もならないと思います。私は小さなことしかしていませんが、地域でそういうことの積み重ねはできそうな気がしました。
（加川委員長）
ありがとうございます。ほかにありますか。
（山中委員）
資料１についてですが、「地域全体で支える仕組みづくり」のところは、横串のつながりが必要だと思います。今私は「子ども食堂の輪を広げる会」で子ども食堂の支援をしていますが、片やコミュニティがないとか、集まりの場があればそこで活動がしたいという人がいながら、空家や古民家が増え続けて、どのように危険家屋になるのを防げるのかということが問題になっていて、これはそれぞれの分野がつながれば、例えばこのような空家を開放することで子どもたちをそこで見ていけるのではないかとか、何か活用方法が見つかるような気がします。
また、先ほど池田委員が言われたような方の掘り起こしについても、資料の「住民主体のまちづくり・人づくり」のところに関わってくると思いますが、私は福祉

事業者ですけれども、池田委員のような方が一人でも多く出てくれば、福祉事業者の負担は必ず減ります。負担が減るということは、サービスの維持の要件となってくるので、ボランティアの発掘などは必要だと思います。どこまでの方が池田委員のような考え方をしているのかはわかりませんが、若い世代ではこういう方を「意識高い系」と言うと思うのですが、そのような考えを形で表すことができる人と表すことができない人がいて、表すことができない人や、興味が無かった人でさえも、何かしら周りで起こっている活動を見て、私も参加したいとか、やってみようとチャレンジできるようになると、「住民主体のまちづくり・人づくり」になっていくように思います。

今、子ども食堂ではある問題が起こっています。一つは今までボランティア活動に参加したことがない人が、「子ども」というキーワードで集まりやすくて、参加してくださっていますが、あるところでは、ボランティアの方が子どものお父さんに「あんたがもっとしっかりしないと」というような説教を始めてしまうという例があります。そうなってしまうと、もう子どもを連れて来られないです。子どものことを思ってのことかも知れませんが、これは質の悪さだと思います。ボランティアの方に思いがあるから、主催者も何も言えません。何も言えないというのも、質の悪さで、地域の子どもたちの誰もが通ってきてほしいし、いつかは貧困の人たちも参加しやすい状態になるよう、辛抱強く待っていなければならないところで、こういうことが起こっています。人づくりの中で、研修制度を入れるなどして、知識を身につけてもらう必要があると思います。

暮らしを支えるサービスの充実というところは、子どもや障がい者や高齢者などを包括的にみていくという取組ですので、それは私たち福祉分野の者たちも、財源も全体の社会保障費を割り当てていく中で、子どもを手厚くして高齢者が疎かになるようなことはいけませんし、全体的に見ていかなければならないということを感じました。

井上委員から松江市のＡ型、Ｂ型の話がありましたが、分かりやすく説明すると、入浴しなければならない高齢者がおられて、家では入浴させられないから、入浴させるために、必要のない一日中のデイサービスを週に２回ケアプランに入れて通ってもらうということになると、一日当たりだと 8,000 円くらいの高額な財源を使うことになります。これを分けて、軽度の方は半日だけ、基準を緩和した通所型Ａサービスを利用すると、１８パーセントくらい金額を落とすことができるので、平成２９年の４月から松江市では取り組んでいるようです。私も松江市の実態を聞いてきたのですが、なかなかまだ浸透していないのが実際のようです。これを米子市で浸透させていくのかということも考えていかなければならないと思います。今使っている無駄なサービスをいかに省くのかということを考えていかなければ、今後の持続可能な福祉は難しいと考えています。

人材に関しては、中経度の事業は、簡単な事業でやりやすく、立ち上げやすいということで、いろいろな方がされています。そうすると、専門的な知識が必要な、重度の方のケアに回る人が米子市には少ないということがありますので、少し色分

けをして、重度の方も見ていけるような仕組みが必要と感じました。先ほど話に出た優先順位ということも考えていく必要があると思いました。
（加川委員長）
　ありがとうございました。多岐にわたることを言っていただきました。皆さんに言っていただいたことを盛り込んで、もう少し案を出していければいいと思います。
　そのほか、いかがですか。
（井上委員）
　私が思うのは、財源というものは必ず先細りしていくわけで、そのような中で、持続していくということが土台としてないと、項目だけ挙げても実現できないということです。福祉の計画では、項目はいいのだけれども、実現できないということが非常に多いです。これは、一つには制度上の問題があると思いますが、もう一つは財源の問題があります。そういうところをきちんと押さえて、限られた財源の中で、こういうやり方であればできるというようなものがないと、項目だけ挙げても実現できないのではないかという危惧があります。
（加川委員長）
　井上委員のおっしゃるとおりだと思います。どのレベルで考えるかということになりますが、福祉は三つくらいのレベルで成り立っていて、一つは事業、サービスで、それは政策に基づいているわけです。おっしゃっているのは、その間に乖離があるのではないかということだと思います。計画はその中間にあるものだと考えられています。したがって、具体的な個々の利用者へのサービスのことも踏まえつつ、あるべき米子の姿について、それが１年程度で実現できるかどうかは置いておいても、中間的なものを押さえながら、米子の目指すものが何なのか、米子の皆さんに考えていただくのがいいのではないかと思います。事業と政策とその間にある計画の位置づけや、どう扱ってどういう書きぶりにするかということは、これから揉んでいかなければならないと思います。
　資料１にある項目は、厚労省がガイドラインの中で出しているものが網羅されているもので、五つあるのですが、それが踏まえられています。その中身について、どこを手厚くするかとか、何を重点的に行うのか、具体的にどう進めていくのかということについて、米子市なりのものを作っていくことになります。この米子市なりのものを出していくというのは、次回以降の策定委員会の宿題となると思います。
　ほかにどうでしょうか。
（廣江委員）
　今、お話が出ていましたが、項目は、これから話を進めていく中で、変えていったり付け足していったらいいと思います。ただ、その前提として、この福祉計画がどこまで効力があるもので、どこまでをカバーしていくのかということを念頭に置いて作っていかなければならないと思います。あと、井上さんがおっしゃっていた持続可能ということにもなるのですが、おそらく、この計画を具現化したものが地域包括ケアシステムになっていくのだと思うのですが、障がいとか高齢とか児童とか生活困窮とか、さまざまな問題の谷間がどうしても出てくるので、谷間が出ないために包括的にしましょうと言っているわけです。それはいいのですが、今でさえ

財源が足りないのに、包括してしまって財源が足りるかというと、絶対に足りなくなるはずです。そうだとすると、包括していくと、濃淡を絶対に出さなければならないということで、この地域ではどのように濃淡をつけるのかということを決めていかなければいけないです。たぶんそれが、我が事・丸ごとが言っていることで、地域包括ケアで人材が足りないから、高齢も障がいもできる人材を作りましょうと言っているわけです。この地域でどこが足りないとか、どこが強いとかということを、まず、しっかりと把握したうえで、ここは力を緩めて、ここは重点的にやっていかなければならないとか、ほかの町と米子が違うところはこういうところだというようなことを、どこかで決めていかなければならないと思います。それはどの回になるのか、若しくはこの計画でどこまでそこにコミットしていくのかというところが、まだぼんやりとしているのですが、これは走りながらということでいいのでしょうか。こういうところは前提として検討を進めていかなければならないと思います。

（中本課長補佐）

ありがとうございます。今の件について端的に申し上げますと、走りながらということになります。廣江委員さんの意見の中の濃淡の話ですが、米子市ではどのようなサービスがどこに集中しているのかというような材料もこの後お出ししますが、これからどんどん情報が入って、膨らんでいくと思いますので、ひとまず箱を作っておいて、今言っていただいた意見などをそこに入れていくということになります。

それと、どこまで精度が高いものが出せるのかということはありますけれども、今回も出ておりました財源に関する資料は必要だと思います。当然、何かをするにはお金が必要ですので、できたら資料は次回には出したいと思っておりまして、どのような資料がいいのか、今考えているところです。米子市の財政課が出している、財政見通しという資料があるのですが、この資料は今の住民サービスを基準に、増減率などを掛けていくもので、５年後や１０年後にどのようなサービスがあるのかということは当然わからないので、単純に人口減少率を掛けて出すようなものしか、現実的には不可能です。だからといって、何も出さないということではなく、米子市の約６００億円の予算の中に一般財源がいくらあって、これを福祉分野にどれだけ使えて、現実的には一般財源だけではなく、国の制度による補助金や交付税が入ってくるというようなことも含め、そこの議論は必ずさせていただきたいと思います。皆さんに今すぐお出しして、納得していただける、将来ビジョンを示せるようなものはないですけれども、そのようなものを作っていきたいと思います。

計画には、ここの部分にこれだけお金を使いたいということに対しての効力はないと考えますが、当然この計画については議会に報告しますし、市の当局、市長の決裁を受けた計画というものの重みを考えて、施策を作り上げたいと考えています。

（加川委員長）

そのほか、なにかありますか。

（井上委員）

私は、限られた財源で効果を出すためには、今業者任せになっている、公益的な相談の地域包括や障がい者の一般相談の民間委託をやめていただいて、市が直営で

やっていただくということが一点です。それと、地域包括と障がい者の一般相談を一本化して、障がい、高齢、子どもの相談が一つのところでできるように変えていただきたいと思います。そのためには人材が必要ですが、市が責任を持って、過剰なサービスは減らして、重度なサービスが増えるようにコントロールできるよう仕組みをまず作っていただきたいです。そこがベースにないと、いくらやっても今の状況は変わらないと思います。私はそこのところを提案したつもりです。できたら、こういう仕組みができたら、市がコントロールしていい方向にいくのではという青写真を市に示してほしいと思います。

議題３　我が事・丸ごとの体制整備について

（加川委員長）

今、井上委員から相談の件が出ましたが、資料１の話をもう少し絞ったものが資料２で、ポイントを絞って皆さんに検討していただきたい内容だと思います。ひとまず資料２に移りたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

（山崎主幹）

では、資料２をご覧ください。我が事・丸ごとの体制整備に向けてという題名を付けています。これは資料１の図にある三本柱を文章で説明したものです。まず、一つ目、住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備ということで、この表現は国の指針の表現です。これは「我が事」に該当する部分で、住民さんが自分で地域の課題はなんだろうかと考えて行動されるために、それがしやすい環境を整備しましょうということです。(1)(2)(3)には具体例を挙げています。(1)には地域で実際に活動されている方を支援するということで、例として地域福祉コーディネーターという専門職の配置について挙げています。(2)として、地域住民の方の活動や相互交流の拠点になるような場のこと、(3)として、地域住民が自ら学んだり、意欲を高めていただけるような研修の実施について挙げています。そのほか、すでにいろいろな地域ですでに行われていますが、地域課題の解決のためには、住民の方が集まって、話し合いをされる場というものが必要だということもあります。

二つ目に、住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備ということで、これは先ほどから出ておりますように、分野ごとの縦割りではなく、すべて横串に刺す、「丸ごと」の部分に該当するところです。(1)には、住民からの相談を丸ごと受け止めるために、どのような仕組みが必要かということで、例として、松江市でもしておられますが、「福祉なんでも相談窓口」を設置するということが考えられるということです。(2)は当然、相談を受け止める場ができたとすると、皆さんに知っていただかないといけませんので、それを周知していくということです。(3)は、自治会長や民生委員、在宅福祉員など、地域のことをよく知っておられる方、事業者の方もそうだと思いますが、「おや」と思うようなことに出会われたときに、そういった情報が連携していって、支援に結びつけられるようなことが必要だということです。あと、(4)は、相談を丸ごと受け止めると言っても、簡単なことではなく、軽い相談から重い相談までいろいろあるわけでして、

軽い相談であれば、そこで受け止めて、住民で力を合わせてやりましょうということができますが、重い相談になるとなかなかそういうわけにはいかず、サービスをどうするかとか、専門的な支援をどう入れていくかとか、そういう話になってきて、専門家の集団でなければ解決に結びつかないということもありますので、相談を受け止める体制をどうバックアップしていくかということが求められるのではないかと思います。

最後に三つ目として、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築ということで、今言いましたように、難しい問題になると、地域の住民の力だけでは何ともならないことがあると思います。そのようなときに、分野をまたがって、いろいろな事業者や専門職がチームを組んで、チームで支援していく、そういう体制を作っていく必要があるということです。

次に、今説明しました三本柱の体制を作っていくために、まず押さえておかなければならないポイントを三つ挙げています。これについて、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

まず、ポイント１として、国の指針には「住民に身近な圏域」という言葉が出てきますが、「住民に身近な圏域」というのが、米子市でいうと一体どこなんだろうかというところをまず押さえておかないといけないと思います。米子市ではどのような圏域が考えられて、住民に身近で、住民が活動していくのにちょうどいい圏域はどれなのかということを考えていきたいと思います。資料には、今考えられる圏域を五つ挙げています。資料を見ていただければ分かりますが、下に行くほど範囲が広くなっていきます。単位自治会から、少し広くなって公民館区域、さらに広くなって中学校区域、市内を五つに分けたブロック、市内全域となります。事務局としては、住民が活動しやすい圏域というのは、皆さん公民館になじみがあって、日ごろから集まっていろいろな活動をしておられるということもありますので、公民館区域というのが一番ではないかと感じております。これについては、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、自治会区域ですと、数が多すぎますし、中学校区域ですと範囲が広すぎて、あまり中学校区域で集まって何かをするということは無いように思います。公民館区域ですと、顔見知りの方も多く、活動がしやすいのではないかと思っています。

次に、ポイント２として、住民の相談を丸ごと受け止める体制を考えるときに、どこで受け止めるのか、受け止める場所が必要ではないかということ、誰がそれをするのかということ、どのような仕組みで行うのかということを押さえておく必要があると思います。

ポイント３として、多機関のチームにより、困難なケースの支援に当たっていくときに、この多機関というのは、もちろん民間事業者さんも想定されるのですが、このチームを誰が指揮していくのかというところが重要になってきます、ここがしっかりしないと、チームがバラバラになってしまいます。

国が言っている体制整備については、簡単にはいかないところがあるのですけれども、まずはこの三つのポイントを最初に押さえておくといいのではないかと思って、挙げさせてもらいました。皆さんの御意見をお聞かせいただけたらと思います。

あと資料３と資料４を参考に付けています。資料３は公民館区域ごとの人口統計です。これだけで地域の状況を全部把握できるわけではありませんが、中心市街地については人口が集中していることが分かります。資料４は、市内の主な公的相談機関の配置を示した地図です。これを見ますと、中心市街地に相談機関が集中していて、弓浜や南部の方には相談機関がほとんどないということが分かります。地図の赤い点は公民館の位置です。赤い線は公民館区域です。参考に見ていただければと思います。

（加川委員長）

ただ今の説明について、何かありますか。

（中村委員）

住民主体の活動を行うための「住民に身近な圏域」のことですが、一般的には公民館区域ということがよく言われるのですけれども、公民館活動をしていない人にとっては、あまりなじみが無い感じがします。身近に感じられる範囲というのは、一斉清掃を行う地域があると思います。あと、どんな活動をするかによって、範囲というのは狭い場合もあるし、広い場合もあると思います。

（加川委員長）

中村委員さんがおっしゃるように、活動によって、自治会の範囲で行うのがふさわしいものもあれば、もう少し広く、公民館区域で行うのがよいものもあります。事業とか、活動内容によって圏域は違ってくるということになります。おそらく、計画には、この事業はこの圏域でやるのがいいだろうということも含めて書いていくことになると思います。各地の計画を見ても、圏域とセットで、この事業はこの圏域でやりましょうということはよく書かれます。中村委員さんがおっしゃったように、活動内容と圏域をうまく合わせるということが大事で、そのずれが大きいと、こんな活動はこの地域ではできないということになりますので、これが一致するように計画に盛り込んでいくことが必要だと思います。

（井上委員）

特に、中心市街地では、小学校の位置が昔と全然違っていまして、昔は市役所周辺に小学校が集中していました。その後ドーナツ化の影響で、小学校が合併したり、郊外に出たりしているので、小学校区は実際に住んでいる人の実感とは違います。私は西倉吉町に事業所がありますが、そこは明道公民館が一番近いのですが、校区としては就将校区になるので、とても遠い公民館に行かなければならないことになります。このように、位置が変わってしまっているのに、校区だけはそのまま残っているという問題もあるので、現実に合うように調整してもいいのではないかと思います。西倉吉町の高齢の人からは、就将公民館は遠くて、歩いて行けないという声が結構あって、近くの明道公民館の方がいいという意見があるのですが、区域が違うので、行けないです。あまり昔の小学校の位置だけにこだわらずに、今の実態に合うようなことも検討したほうが良いと思います。

（加川委員長）

ありがとうございます。

（手島委員）

私は詳しいことはわかりませんが、この資料１と資料２を見させていただき、私なりに考えて行動したことがあるのですが、それと同じようなことがここに書いてありました。ふれあいの里に野菜を売りに来られる方がおられるのですが、先日ふれあいの里に行っていましたら、そこの方が私のところに来られまして、「錦海町で野菜を売りたいのですが、どこかいいところは無いですか」と相談してこられたのです。「それなら、うちの前で売ってみませんか」と私が言いましたら、土曜日に売らしてくださいと言われたので、錦海町の住民の皆さんに資料を渡してあげて、皆さん協力してあげてくださいとお願いしました。そうしたら、住民の方がたくさん来られて、買っておられたのです。それを見たときに、私はこれが我が事・丸ごとではないかと思ったのです。自分の地域の方ではないのですけれども、協力できることがあったら、誰にでも手を差し伸べてあげる。難しいことはよく分かりませんが、資料１、資料２を読んでおりましたら、簡単なことでも、私たちにとってはやりやすいのかなと思いました。難しいこともたくさんあって、分かりづらいのですが、資料を見て、こういうことなら私たちにもできるのではないかなということを感じました。

今日、私は就将校区の子ども達に招待されまして学校に行ってきました。朝私たちが挨拶をしたり、子ども達の見守りをしたりすることに対して、子ども達が「ありがとう」を言う会ということで、招待してくれたのです。１年生から６年生までの子ども達が、全員で何人かの人を体育館に招待して、歌ったり、サービスしてくれたりしました。地域で暮らしていて、本当に小さなこと、お互いに助け合うということしか私たちにはできないのですが、この資料１、資料２を見ていましたら、この活動が我が事・丸ごととして入っているように思いましたし、よく分かるように書いていただいているように受け止めました。井上委員さんのおっしゃることは、私にはなかなか理解できないこともあり、一つずつ勉強していきたいと思うのですが、資料１と資料２はよく分かりました。

（加川委員長）

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

（吉岡副委員長）

ポイント３については、おそらく、市がしなければならないと思います。先々に継承されていくこともありますので、市が率先して、１０年後も米子市は残っているはずですから、していかなければならないと思います。地域をどう分けるかということですけれども、ここに住まいがある人もあれば、勤務先が市外で、米子市から通っていらっしゃる方とか、いろいろあると思います。必ずしもそこだけということでは無くて、住まいと職場が分かれていたり、いろいろ出かけて行ったりする方もおられると思います。あるときはこの地域、またあるときはこの地域というように、広域でできるのは米子市しかないと思います。

（井上委員）

３ページのコミュニティソーシャルワーカーという表現ですが、今のところは実態としては無いと思っていますが、どんな風にして実現する予定なのでしょうか。

豊中市の社協がやっていたと思いますが、米子市にはまだないけど、こういうものがいるというものなのか、今動いているのか、その辺りが聞きたいです。
（大橋次長）
コミュニティソーシャルワーカーが今活動中かということですが、今、米子市にはおりません。結果的にはそのような活動していらっしゃる方はいますし、ここにいらっしゃる皆さんはそのような資質を持っておられたり、行動しておられますけれども、本来な意味でのコミュニティソーシャルワーカーは設置しておりません。
（井上委員）
今後作る計画ですか。
（大橋次長）
今回の地域福祉計画で何を求めているかということについてもう一回確認したいと思います。今回、社会福祉法が改正になったことで、市町村には努力義務が三つあります。一つ目は住民が主体的にその地域で問題を解決する体制を整えること、二つ目は地域の中で住民が困りごとを抱えた時に、その相談に乗る体制を作ること、最後に医療や介護が連携して初めて一人の人生が全うされるという認識のもとで、多機関協働型の総合調整を行うことがあります。
この資料を穴が開くほど見ていただきたいのですが、書いてあるのは、地域住民がやりなさいとあります。ああいうことがいい、こういうものが欲しいというのは、すべて住民にお返しするような内容が書いてあります。二つ目の「住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、これも誰がやるのかといいますと、原理的には住民でやりましょうということが前提になっています。
今までは、米子市役所が業者さんに委託をしてお願いしていましたが、長期にわたる持続可能な経費のありようを考えますと、いくつかの部分は住民にやっていただかなくてはならないのではないかというのが今回の社会福祉法の改正の背景にあるわけです。これは、ただ単にお金が安くなるということではなくて、そういう地域に関わって、より良い社会を作っていくこと、そのことが人類にとって本来的な姿ではないかということのようでございます。
そこで皆さんに問いかけですが、最初の問いかけとして、そのような社会を本当にお望みですかということでございます。それがあって初めて私たちは何らかの、皆さん方が納得できそうなものを提示できるのですけれども、そんなことはできないとおっしゃるのであれば、このプランはなくなってしまいます。そこの決断を皆さん方でよくお話しになっていただく必要があります。この部分がさらっと書いてありますが、結構怖いことが書いてあります。
今日は、自治連合会長がいらっしゃっていますが、地域でやってくださいとなったときに、私たちが念頭に置くのがやはり自治連、自治会とかになります。そのあとにボランティア団体が出てきます。実は、私は錦町３丁目の自治会長をやっていますが、人口が 1,000 人、308 世帯、加入していない人を入れたら 500 世帯を超えていて、1,200 人くらいおられます。本当にここでできるのかと思うわけですけれど

も、このまま本当にプロフェッショナルに頼んだりしていくと、いつかは財政が破たんしていくような感じがしています。

皆さんには、本当に米子市で住民自身が地域の中で一定の働きをやっていくことができるとしたら、どういう分野でどの程度ができるのかという話をぜひともお考えいただきたいと思います。ここにおられる方は、それぞれの分野で立派に活躍されている方で、自然にそういうことが身についていらっしゃる方々ばかりですので話は早いのですが、地域ではそういうわけにはいきません。

例えば、ゴミ出しという問題があります。お年寄りの家に、ヘルパーが入る時間になってもなかなか来なくて、ごみが出せず困ってしまう。行政で何かサービスをということであれば、高い給料を払って、その時間に来てくれるヘルパーを雇えばいいのではありますが、本当にそれでいいのか。それよりも、むしろお隣の家に頼めないか。そして、頼む仕事として誰かがいてくれたら、お年寄りとしては、ちょっと心が楽になるかと思ったりします。

そういう社会を今後作っていくべきなのか、あるいは、本当に作っていけるものであるかどうか、住民と専門家であるＣＳＷ、これは市役所が置かなければならないと思いますが、そういうものを組み合わせて本当にうまくいくだろうか、それを１０年後２０年後に充実させていけるのであろうかということをぜひとも皆さん方にご検討いただきたいと思います。

私たちチームが今、思っていることはもちろんあります。例えば、井上委員の質問でありましたコミュニティソーシャルワーカーは直営で市の職員がやります。でも、これをやると、当然お金を払っていただかなくてはならない。それは、税金を上げることができなければ、今使っているお金のどこかを整理することになります。それは、もしかしたら、子どもさんが通っている小学校の先生を一人抜くことになるかもしれない。あるいはお年寄りや障がい者のサービスを低減させることになるかもしれない。そういうことまで含んでおります。このため、言葉で聞いていれば簡単な話ですけれども、そこの部分まで踏み込んで一緒に悩んで価値判断をしていただきたいというのが今回の提案となっています。

井上委員から理念に関する提案がありまして、皆さんとまどっていらっしゃると思いますけれども、本当にここに書いてあることを私たちはやりきろうよとおっしゃるのであれば、米子市はここに若い職員がおりますから、総力を挙げて具体化したものを用意して提案させていただきたいと思います。でも、その前に一つだけ皆さんで覚悟のところをお聞かせいただきたいと思います。これが今日の私からのお願いでございます。また、先ほどの井上委員からの将来どうなるのですかとの質問についてもお答えしたものと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

（廣江委員）

手島さんがおっしゃったこと、すばらしいと思います。まさにそういうことだと思います。そういう活動がそこら中で行われていることがこの計画で実現していきたいところだと思います。覚悟についてですが、私は逆に問いたいのですが、そちらに座ってらっしゃる皆さんに覚悟がおありという意味でいいでしょうか。

（大橋次長）

最初に副市長が挨拶をしたと思います。覚悟があるということで副市長が挨拶したように私は聞きました。そのときに後ろにいる者も紹介したのは、これから市役所を２０年も３０年も引っ張っていくわけですから、そういう意味で私達メンバーは覚悟を決めていると私は確信をしております。

（廣江委員）

そうであれば、私は当然覚悟を持っているつもりですが、冒頭の話ですが、やはり時間が足りない。これだけのことを話し合うには、分科会などが必要になってくると思います。

（加川委員長）

ここの論点については、分科会なり、小委員会を設けても良いと思います。ただ、全体に関することは、策定委員会で揉んでいただいくことになると思います。というのは、行政計画をどういう体制で作るのかというは、なかなか難しい問題であると思います。つまり、その策定委員会がある程度代表しているものか、民主的なのかということが問われます。どの市町村でも素晴らしい意見を持っておられる方とか、熱心に福祉活動をしている方がおられます。井上委員もそうで、私も１０年以上も前から存じ上げていますので、そう思っております。ただ、だからといって、少人数で熱意がある方に限って、この計画の骨子という全体像を作るというのはちょっと危ないかなというのが、全体を任せられている委員長としての意見です。どこの自治体もそうですが、地域福祉計画は住民参加で、なるべく幅広くやろうとされています。全ての年代とか職域とかを網羅するのは難しいですが、なるべく幅広くやるという努力を事務局がされたという話も先ほどありましたので、市の中ではこの策定委員会が一番権威のあるという場になっています。

その上で、個々の議論について、もう少し細かいことがやりたいという論点がはっきりしているものについては、それはそれで私は構わないと思います。井上委員の意見についても、すばらしいですけど、なかなか理解が追い付かないという話がありました。それをみんなでどう底上げをしていくか、そこの意思統一の図り方というのは、確かに進んでいる人とそうでない人といらっしゃいますし、そこが市全体の状況かなと思いますので、その辺りをどう擦り合わせるかが大事かなと思います。小委員会とか分科会をどうするのかというのは、全くしないということではないので、必要なことがあればいいかなと思っています。ただ、中核に関わることはこの策定委員会で承認していただかないといけないというのが私の意見です。

（大橋次長）

議論の進め方としてわかりやすいのは、私たち事務局が作ったペーパーがありまして、資料１と資料２があります。これに沿って議論されるのが一番わかりやすいと思います。井上委員や中村委員がお出しになった内容を見させていただくと、その中の内容に関わる部分だと見えるのですね。そういうことであれば、そこの部分をしっかり議論される方法もあるのではないかと考えますし、あるいは、さらに事務局からもうちょっと具体化したものを出しなさいということであれば、米子市役所が出したものについて、プランをお持ちの井上委員、中村委員からの批判をいただきながら、皆さんで議論して、事務局案、井上委員の案、中村委員の案のどちら

がいいのかという決め方もあろうかと思います。委員長がおっしゃいましたように、理念というような大きいことに関しては、全員でお話しいただくことが一番大事かなと思います。テクニカルなことでありましたら、委員の中で専任いただいて、何人でも構いませんから、サブ委員会を作っていただくというような、そういうやり方がよろしいのではないかと思います。

（加川委員長）

当然、委員の皆さんにお出しいただいた意見は、どういうふうに扱ったということを委員会できちんと説明していただいて、その上で、分科会で採用されたことが、委員会での議論によって、そこまではできませんという話にはなるかもしれません。この場で全部処理するというのはちょっと難しいので、時間がないということであれば、分科会で議論されるというのはもちろん良いことだと思います。

（大橋次長）

そうしますと、私たちがこれから具体的なものをお出しすることになると思いますけれども、その過程で、どういう扱いになったかということを明らかにした上で、例えば、井上委員の案を採用した場合、中村委員の案を採用した場合、また違った案を採用した場合についても、説明させていただくという進め方でよろしいでしょうか。

（加川委員長）

今までのことについてどうですか。

（井上委員）

私は、前回の地域福祉計画の委員をしていました。そして今回も委員をしているわけですけれども、私が昨年１２月に次年度の骨子提案をした後、市からも骨子提案をしていただけるものと期待していたのですが、提案が無かったので、あえて、たたき台でも出しておかないと進まないだろうと思って、再度案を出したわけです。本当は理念的なものは市の方に出していただきたかったという気持ちがあったのですが、そうは言っても何か具体的なものでもないといけないだろうと思って、あえて案を出しました。そういう事情です。

（中本課長補佐）

今の意見について、事務局から説明させていただきます。第１回目にもお話ししましたし、委員依頼のときに皆さんにお話ししましたが、もともとこの計画の期間が切れるということであれば、今の御意見のとおりですけれども、御存知のように２８年度から、我々の部署ができる直前にこの計画ができまして、５カ年計画として動いておりました。

通常でしたら２８年度から３２年度までの計画を、そのまま３２年度まで引っ張りますが、社会福祉法の改正と山中委員からも意見が出ましたけれども、でき上がった計画を見て、現実的に具現化できるのかというのが我々スタッフ全員も疑問に思いましたので、昨年の１２月時点で、計画を改定しようじゃないかとチーム一丸となって考えをまとめました。

それらも踏まえて、前計画の委員会からこの度の委員会では、計画を具現化できるように委員構成が変わっております。また、新しい委員の方々だけでなく、当然

事務局の在り方も、市と社会福祉協議会が合同になって地域福祉計画と地域福祉活動計画を統合的な計画とするということも新しい部分です。井上委員からいただいた骨子案については、ここの場で議論したいという考えですから、前回の委員会の動いている段階で、新たな計画の骨子案を出すのは、心の中で思っていても、行動としてはできなかったということでございます。

策定委員会が新しいメンバーになり、前回はスタートでしたので、その議論には至りませんでしたが、初めて今日この場で、担当の山崎の方から資料１と資料２の説明で具体的な議論をスタートしたということになるわけですから、ここから骨子の部分を皆様と具体的に話したいということでございます。前回の地域福祉計画の委員に向けて新しい計画の骨子案を出すというのは筋が違うのではないかということでそういうことはしませんでしたし、新しいスタッフで歩んだ時に議論するものであるという考えでございます。

（福景委員）

私は、自治連の方に関係しているもので、現状を踏まえながら、少しだけお話しをさせていただきたいと思います。先ほど課長が言われましたように、現在、我々は、日本国民、鳥取県民、米子市民として、決められた税金を納めて、健康で保障された福祉、恩恵を受けるというシステムの中で、生活しているものと考えています。したがって、地域福祉計画の中では、現状の恩恵だけでは満足できない、不十分であるという状況の中で、法律が改正されて、三つの枠が決められたと解釈していいでしょうか。

そうしますと、課長が言われましたように、現状の自治会活動の中で、これ以上に我々は大なり小なりいろいろな場面を通じて地域での福祉活動に取り組んでいるわけです。少子高齢化の中で、非常に活動の能力が先細りしていくばかりであると危機感を持っています。その上に地域住民が主体となってやれと言われても、お金がない、人もいない、どうやってやるのですか。

ですから、私たちは、この話を自治連の会に持ち帰って、このように決まったから地域でこういう組織を作って、こういう活動をしてくださいなんて、言えないのですよ。皆さん納得してくれないのですよ。先ほど課長が言われましたように、本当にそれぞれ地区で非常に苦しい中で自治会活動を展開しています。自治会活動も多岐に渡って、防災、福祉、教育、環境、子育て、障がい者とかいろいろな分野に渡ってやっているわけです。さらにこのように住民にやれとか、不安があるなら、住民でその不安を取り除けというような施策には、私たちは賛成しかねる。

やはり、福祉活動というのは、アンケートを取って、その中でこれをしてほしいという要望を踏まえて、それを策定委員会でその事柄を将来に発展させていくには、どういう制度等を行政にしてほしいかを決めていただくと流れがよくわかる。井上委員さんの意見が出ておりますが、そのターゲットを決めた中で、こういう施策を将来的に続けてほしいということを決めたその段階で、小委員会で徹底的に討論して、その案を作り上げて、それを小委員会の決定事項として諮問するという形をとるのが私はいいと思います。

この法律で、市民の福祉に対する不満を住民で解決しなさいと言われても、不可能だということだけは申し上げておきたいと思います。
（加川委員長）
地域福祉計画は、住民が何をすべきかについて定める計画ではありません。
（福景委員）
ですから、米子市の福祉施策というものを長期的に渡って策定する会だと思っています。
（加川委員長）
委員さんのおっしゃるとおりだと思います。法律上に書いてあるのは、住民が活動したりとか、課題を見つけるとかは住民がやります。ただ、それを支援する体制を市町村が作る義務があるということです。
（中村委員）
でも、それを解決するところまで住民がやると言われたのでは。
（加川委員長）
住民が納得してやるという分にはそれを推進しますとは書かれています。社会福祉法の作りがそうなっていますが、１条、４条、６条、１０９条を総合的に読むとそう書かれています。少しわかりにくいですが。住民がすることを主眼にするものではないのです。
それは、市町村であったり、専門職がどういう風に支援していくかと、社協のコミュニティワークでそれをどういう風に支援していくかをしっかり定めましょうということであって、住民に何か義務を課したり、活動を課すものではありませんが、特に自治会の方にとってはそれが心配だということは良くわかります。
納得した上で活動していただく、そのための支援をどうすればいいか、もちろん住民だけではできないので、市も入り、専門職も入り、ボランティアも入るということになります。その相対的なお互いの関係をどのようにするかというのが地域福祉計画なので、それぞれの専門職や住民がこれをしなければならないというものではありません。あくまで法律では、市町村がどのような体制整備をするのか書いてあります。
（中村委員）
最終的に住民が主体的にしなければいけないということで、住民がやるべきことがたくさん出てくる訳ですよね。今聞いていますとすることが増えてくるということですよね。覚悟がありますかと言われたのはそういうことですかね。
（山中委員）
今の話を聞いていて、自治会もそうですし、自治をされている方々に対して率直に思ったことは、僕は皆様より少し若い方ですけど、自分達の世代の参加が足りないと思います。自治会長さんとかばかりに任せて、我々はまだ参加できていない世代だと感じました。もちろん同じ世代の中でも頑張っている方もおられますが、皆の代表として参加できていないという訳ではありませんが、あとはＮＰＯの団体の代表として言うと、地域とうまくからめていない現実というのがあるのかなと思っ

ています。自分は商工会議所の青年部でもありますが、企業としても地域とのからみが少ないです。

昔は笑顔運動と言って、旗振り役のお母さん方がおられて子どもが安心して通学できるということが僕達の子どもの頃はあったのですが、時代が変わって、僕達世代の母親は共働きが当たり前で、旗を持って横断歩道の当番をするのははずれくじのような感じをもっています。それを継続させていくには、昔皆様方がやっていたことを育てていくということも大切かもしれませんが、それはそれとして、現代を客観的に見ることも大切です。例えば、旗に企業の広告を載せて、企業はたくさん自分の企業の名前を見ていただけるので、１人当たり１日５００円位の寄付をするというように、いろいろな企業が関わると、持続可能な形になるのではないかと思います。もっと地域と企業を活かすことができるような気がします。

今、自治会の加入率が減っている現状で、「住民が」という響きがまだこれ以上させるのかというふうに聞こえるのですが、ある意味、反対にそこで活躍できる場が作られるのであれば、自分達の話し合いでもっと役割を増やすチャンスができるととらえることもできると思います。そういう話し合いの場に、今の既存の方々以外の掘り起こしが行われるというのが計画の中に入った上で、企業の意見とかも入ってくると、今まだ単独で頑張っていた方が新しい取組ができると感じました。

（福景委員）

ありがたいお話を承ったのですが、今言われましたように、若い世代が理解して、地域の活動に入り込んでくれることが非常に少ないわけです。それが一番の悩みで、我々がやっていることが後世に続いてくれればと思っておりながら、なかなか上手くできないということです。山中委員が米子市にお住まいであれば、どこかの地区の公民館を中心にして相談の活動が展開されておられますので、遠慮することなく話に立ち寄っていただければ、地区も非常に大きな力が与えられたということで活動の励みになりますのでよろしくお願いします。

（足立委員）

私は在宅福祉員をやっておりまして、今までは富益町だけのことしかわからなかったですけど、３年か４年位前に社会福祉協議会の方に米子市全体の会を開催していただきましてから、米子市と言っても地域性があって本当にいろいろな意見が出て、非常に参考になっております。在宅福祉員というボランティアなのですが、若い方は仕事もありますし、参加していただけないです。自治会の方に世帯から一人ということで出していただいていますけど、若い方は仕事で難しいです。家を建てられて、富益は資料をみると人口が増えていますけど、自治会に入られる方がだんだん少なくなっておられます。勧誘に行きますと役員をしないといけないから、それはできませんと言われます。

高齢化ということもあります。私たちも２０年位在宅福祉員をやっておりますけど、世代交代をしないといけないという意見を聞くのですが、次にどなたにしていただくかが課題で、無責任だったら辞めますということでもいいのですが、後のことを考えたら頑張ってずっと続けている状態です。今は災害もあって、そういう時

に自治会に入ってくださいとお願いをするのですが、若い方々が入ってくださらないのが実態です。山中委員さんみたいな方がたくさん増えたらと思いました。
（井上委員）
今、住民と事業者を分けるような感じで話されていますが、私自身は米子市民で、だから、今、在宅福祉をやっていると思っております。私は在宅福祉を１９８０年代からボランティアでやっております。全然食べられませんでした。制度が変わって、２１世紀になってやっと職業になったのですけど、自分の意識の中では最初から職業でも何でもなかったので、事業者という意識はあまりなくて、米子の住民だから最初は在宅福祉をやってきたという意識です。住民と事業者と専門職のように分けなくても、みんな米子市民なのだと考えていくと、もう少し若い人も事業所も含めて地域福祉に協力できる人はみんな住民なんだという考えだったらどうかなと思います。分けてしまうと自治会の方にすごいプレッシャーをかけてしまったりするので、そうではなくて幅広くみんなでやるのが地域福祉という感じがします。
（福景委員）
おっしゃることはありがたくて、うれしくて涙が出そうな気持ちです。地区単位で話しますと、今年度、米子市社協の協力を得て、地区社協の活動の５カ年計画を作った中で、いろいろなことに取り組んでいくことを決めました。特に地域住民に福祉の心、思いやりの心を持ってくださいということを一番キーポイントにして、福祉活動に取り組んでいくという計画を作らせてもらいました。先ほど言われましたとおり、地域住民全員が福祉の心という意識を高めてもらって、福祉活動が広がっていけば本当にうれしいことであると思っております。現段階では我々はその程度のことしかできない状況です。お金もないし、人材もだんだん少なくなるばかりですし、若い人は入ってくれないし、本当に困っておるというような状況の中で、思いやりの心、真心のこもった福祉というものを育てていきたいと思って５カ年計画を作らせてもらったということでございます。
（山中委員）
今のお話ですが、企業と若者が参加できるという自治を目指して、それを計画に入れてもらいたいと思います。そこには社協のバックアップが絶対に必要だと思います。社協と共に若者が取り組めるような仕組みができると、もっと加速的になると思います。社会福祉士の活動がもっと顕著にこの街に表れると、僕らの世代も動きやすいと思うので、そのことも計画に盛り込んでいただきたいと思います。
どうしても知識のない者は、福祉の観点を入れてもわかりにくいと思います。今まで取り組まれてきたことを僕らも受け継いで頑張っていきたいと思いましたけれども、その思いに誰一人とは言いませんが、若者は気付けていないと思います。要するに今の世代にマッチした形の内容になっていないような気もするので、今まで作り上げてきたものを大切にして、これからも自治の中で活用していくためには、新たな視点が必要だと思いました。
もう一つは、そのためにもというのもあるのですが、どんどんいろんな情報を流してくださいと言えば、データを継続的にいただくことはできるのでしょうか。例えば、生活困窮者が地域にいた場合、どのくらいの頻度で増えていくか、又は横ば

いなのか、脱却した人がいるのかというようなことを踏まえて、そういったことのデータをいただくことは可能なのでしょうか。
（中本課長補佐）
当然可能です。既存のデータですぐ出せるものもあれば、そうでないものもありますが、基本的には可能です。
（山中委員）
そのように若者に見える化してもらえると、やはり成果を出したいという年代でもあり、現状がわからなければ、なかなか取組がぼやけてしまうので、お願いしたいと思います。
（加川委員長）
それでは、議題は以上で終わりにしたいと思います。今日の皆さんのお話を伺っていると、もう少し、今日お示しいただいたもので、なんとなく皆さんこういう感じで作っていくのかとお分かりになったかと思います。次回以降は、もう少し中身を具体的に作っていって、体系を整理し、それをお示しすることになると思います。また、その上で、こういった中身を盛り込んでほしいというようなことがありましたら、随時委員の皆さんから言っていただいたらいいと思います。

報告事項　地域活動者へのアンケート調査について
（加川委員長）
報告事項でアンケートのことをお願いします。
（米子市社協　森本室長）
失礼します。報告事項としまして、アンケート調査について説明させていただきます。資料５の米子市地域福祉推進に関する意識調査ですが、各委員の皆様にも内容について、御意見、御提案をいただきましてありがとうございました。このアンケート調査を各団体に配布を完了いたしまして、現在作業をしているところでございます。１０月末には回収を完了して、年内を目途に集計作業を行う予定でおります。以上です。

その他　次回の日程について
（加川委員長）
よろしいでしょうか。それでは、その他ありますでしょうか。
（中本課長補佐）
次回日程についてですが、１２月下旬を候補に調整しているところでございます。今後、もう少し議論の度合いを深めていくということがありましたが、できましたら、資料の準備もございますので、次回は１２月下旬を目途にさせていただきまして、その間、委員さんからは事務局に対しまして意見を頂戴したいと思いますし、月１回ですとか、任意で議論する場には、我々も参加したいと思います。具体的な日程については、１２月２０日過ぎくらいで調整させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

（加川委員長）
　それでは、長時間に渡りましたが、皆さんありがとうございました。私ももう少し皆さんの意見を上手に酌んで進行できればよかったのですが、いろいろ不十分な点があったかと思います。それでは、次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会（午後８時４５分）